

つむぐ会だより

令和8年度
第1回介護と医療をつむぐ会
開催報告

No.33 令和8年9月発行 ●発行/流山市 ●編集/介護支援課

「災害時対応」～在宅療養者への支援～

令和8年7月17日(金)令和8年度第1回介護と医療をつむぐ会が初石公民館にて開催され87名の多職種関係者が集まりました。

台風による浸水被害を体験した介護職員からの経験談と防災危機管理課による「災害時、在宅療養支援を止めないために～流山市のリスクと



支援継続の備え～」、福祉政策課から「在宅療養者への支援」「地域 BCP の策定」についてお話をいただきました。

介護職員経験談

- 「あの日の経験を明日の備えに」
～福祉施設での水害体験から伝えたいこと～

26年前、台風による浸水で勤務先の介護施設の床上浸水を体験しました。利用者約100名を隣接するケアハウスに避難させる為、職員は、利用者を船やおんぶ、車椅子を使い懸命に搬送しました。水位は急速に上がり、腰までつかりました。食料や衣服も不足している中、利用者を安全な場所に移動させ床に寝かせ、その状態で排泄介助、体位交換を行いました。避難生活では、歯磨きや着替えもできず心身の負担を実感しました。

この経験から、備蓄品は少し多いくらいのものを、皆がわかる少し高めところに物品や貴重品を保管することや、多様な避難訓練、日頃から職員と、地域の信頼関係を築くことが、災害時に命を守る大きな力になると強く感じました。



参加者アンケートから

- ・ハザードマップをいただいたので BCP の見直しにしたい
- ・災害時の対応について改めて重要であることを確認できました
- ・サービス担当者会議で安否確認方法など共有したいと思った
- ・市の取り組みが具体的に分かり参加してよかった。講義にあった通り平常時から行政と住民、サービス提供者、福祉専門職、医療専門職などが垣根を超えた連携を旺盛に行っていければと思った。

防災危機管理課

- 「災害時、在宅療養支援を止めないために」
～流山市のリスクと支援継続の備え～

災害に備えて～「正しく恐れ、早めに備える」

地震：突然発生するため、日頃から家具の固定、避難方法の確認が重要

風水害：天気予報などで予測できるため、早めの避難や、事前の準備で被害を減らすことができる

情報は「行動につながるもの」を確認

災害時には様々な情報が流れますが、大切なのは「自分や家族がどう行動するか」です。流山市では、市公式ホームページ、防災アプリ、Lアラート(TVのdボタン)などで避難情報を発信しています。特に台風や大雨の際は、早めに情報を確認し、避難の準備を始めましょう。

ハザードマップ等の活用

ハザードマップは、危険な場所を知るだけではなく、災害時の行動を考えるための地図です。

- ・自宅は浸水や土砂災害の危険があるか
- ・避難場所まで安全に移動できるか
- ・支援を必要とする方は、どのように避難するか

個別避難計画などを作る際は、ハザードマップに目を通し活かしましょう。



「避難」とは避難所へ行くことだけではない

避難とは「危険な場所から離れること」です。

自宅が安全であれば、在宅避難、親類知人宅への避難なども選択肢になります。災害直後は避難所の受け入れや支援に時間がかかる場合があります。自宅で生活を続けられるよう食料・飲料水・生活用品の備えが必要です。

災害時に大切なのは「地域のつながり」

災害時は、行政だけでは対応に限界があります。日頃から、近所や地域、家族同士で声を掛け合い、支えあえる関係を作っておくことが、いざという時に大きな力となります。

災害は、発生してから準備することはできない

「正しく恐れ、できることから備える」ことが、自分や大切な人の命を守る第一歩となります。

福祉政策課

「在宅療養者への支援」「地域 BCP の策定」について

防災に福祉の視点を、平時の地域福祉に防災の視点を普段できていないことを災害が起きた時、急に行うことは難しい。日常から医療・福祉職関係者、地域住民、行政などがつながり、災害への備えについて考えておくことが大切です。

地域 BCP で災害に備える

「地域 BCP」は災害時に必要となる医療・福祉サービスを地域で支えあい、災害関連死や健康被害を防ぐための仕組みです。平常時から災害時の支援体制を整えておき、備えを高めましょう。

・災害リスクを知る

ハザードマップで、自分の地域にどのような危険があるのか確認しましょう。

・情報を集め、伝える

災害時に必要な情報をどこから入手し、どこへ伝えるのか決めておきましょう。

・地域で支えあう

日ごろから、地域でのつながりを深め、自助・共助の力を高めましょう。

・災害時の行動を確認する

災害が起きた時に「どうするか」を事前に考えておきましょう。

・1人ひとりに合わせて備える

利用者ごとに必要な支援を想定し、訓練することが重要です。

災害時に安心して暮らせる地域を作るには、平常時からの備えと、地域のつながりが大切です。

研修会ではこのようなポイントを○×形式で共有しました。

個人情報情報は緊急時・災害時であっても本人同意が無ければ共有できない？



- ・平常時から個別避難計画を作成し、本人同意を得て要配慮情報を地域と共有する。
- ・第三者への個人情報の提供については、原則、本人同意が必要となっている。
- ・本人同意が無い場合においても災害や本人の身体状況等によって本人の利益に資すると判断される場合には、積極的に共有を行う必要がある。

事前の本人同意がある場合 (例：居宅介護支援事業) 本人同意を得た上での 個別避難計画の地域共有	運営基準第23条（秘密保持）等による事前同意を準用することが可能と市は判断する。※指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成13年3月31日号外厚生省令第38号）
事前の本人同意が無い場合 (本人同意の聴取が可能)	改めて同意を聴取する。
事前の本人同意が無い場合 (本人同意を聴取することが困難な場合)	個人情報保護法第18条の規定により、人の生命、身体又は財産の保護のために必要と判断される場合には本人同意なく第三者への個人情報提供が可能とされている。災害発生時において、本人の身体状況等により本人同意を聴取することが困難である場合には、この規定を利用して共有することが想定される。

福祉避難所は高齢者であれば誰でも避難できる？



- ・福祉避難所は、一般避難所での生活が難しい要介護認定高齢者、障害者、乳幼児等を受け入れる二次的な避難所です。一部を除き避難には市との調整が必要です。
- ・特別養護老人ホーム等の主に入所施設等として運営されている福祉施設と協定を締結し、災害時に開設協力を得る想定となっています。



福祉避難所	施設名称・施設区分	優先受入対象
流山市地域福祉センター		定めなし
特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等	17か所	定めなし
つつし園・コスモス（障害者施設）		知的障害者とその家族
流山市児童発達支援センターつばさ		知的障害児とその家族
特別養護老人ホーム月の船		電源を必要とする医療的ケア児・者とその家族

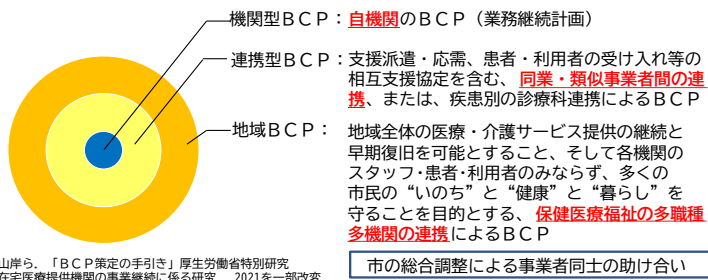
優先受入対象を定めた福祉避難所は直接避難が可能

福祉避難所の開設…入所施設等の地域交流スペースや併設の通所サービスエリアを活用して開設します。避難者10人にあたり1人の生活相談員を設置します。開設に要した人件費、消耗品費等は国から支弁されます。

他施設との連携、地域のネットワークへの参画は必要か。



- ・地域BCPは、災害発生時に急増する医療・福祉サービスの提供体制を確保し、災害関連死や二次健康被害を防ぐことを目的としている。
- ・安否確認後に必要となる人的・物的支援の一助として事前の体制を構築する。



山岸ら、「BCP策定の手引き」厚生労働省特別研究在宅医療提供機関の事業継続に係る研究、2021を一部改変

市民公開講座お知らせ(第2回介護と医療をつむぐ会合同)

最期まで「食べる」を支える口腔ケア ～在宅療養と訪問歯科を知ろう～

講師：さくら歯科 君山 敬子氏

日時：令和8年10月31日(土)14時～16時

場所：初石公民館 ホール

いつまでも住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けるためには、「食べること」を支える口腔の健康が大切です。本講座では、口腔ケアや口腔機能の維持、在宅療養を支える訪問歯科について分かりやすくお話しします。専門職の皆様も是非ご参加ください。



申し込みフォーム
(申込期限：10月26日(月))